

賞与引当金について

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>賞与引当金算定の正確性について確認したところ、以下の事項が検出された。</p> <p>1 賞与に対しても社会保険料等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）が発生することから、賞与引当金の算定に当たっては法人負担の社会保険料等を考慮すべきであるが、考慮されていない。 このため、社会保険等の料率を約15%とすると、3,800,954円（賞与引当金既計上額25,339,694円×社会保険等の料率約15%）が過小計上となっている。</p> <p>2 賞与引当金は、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金であるから、4月1日以降採用予定者分は考慮すべきではないが、算定資料を確認したところ、4月1日以降採用予定者分が賞与引当金の計算に含まれていた。 このため、246,140円（採用予定者2名支給予定額430,746円×4/7）過大計上となっている。</p> <p>3 賞与引当金の計算において、6月度の支給率を適用すべきところ、12月度の支給率が適用されていた。 このため、6月度の支給率で計算した賞与引当金は23,570,868円であり、1,768,826円過大計上となっている（既計上額25,339,694円）。</p> <p>上記の1から3を合計すると賞与引当金は1,785,988円の過小計上となっている。</p>	<p>賞与引当金について正しく理解し、適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>賞与引当金の算定について、平成30年2月1日に関係職員（事務局長、事務長、総務課長、担当者）に計算方法等を周知するとともに、平成30年6月支給対象者、対象費用、支給率を確認した。なお、平成30年度予算に関し、平成30年3月30日に適正額を計上したことを確認した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年10月10日及び同月11日）